

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月30日

鎌倉市長

松尾 崇

鎌倉市条例第 19 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年 4 月条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「 $\frac{182.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

第 2 条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{180}{100}$ 」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。